

亀山市教育委員会告示第2号

亀山市就学援助費交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月20日

亀山市教育委員会教育長 中 原 博

亀山市就学援助費交付要綱の一部を改正する告示

亀山市就学援助費交付要綱（平成22年亀山市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（継続申請） 第7条 前条の期間を超えて引き続き就学援助を受けようとする保護者は、新たに<u>第4条</u>の規定による申請を行わなければならない。 （就学援助費の種類等） 第8条 [略] [2及び3 略] 4 区域外就学により亀山市立小学校及び中学校又は市外の小学校等に在籍し、又は入学を予定している者の就学援助費の交付は、次に定めるとおりとする。 （1）就学援助費のうち、第1項第1号、第7号及び第9号に該当するものについては、それぞれ学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条	（継続申請） 第7条 前条の期間を超えて引き続き就学援助を受けようとする保護者は、新たに<u>第5条</u>の規定による申請を行わなければならない。 （就学援助費の種類等） 第8条 [略] [2及び3 略] 4 区域外就学により亀山市立小学校及び中学校又は市外の小学校等に在籍し、又は入学を予定している者の就学援助費の交付は、次に定めるとおりとする。 （1）就学援助費のうち、第1項第1号、第7号及び第9号に該当するものについては、それぞれ学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条

第2項、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条及び<u>独立行政法人日本スポーツ振興センター法</u>（平成14年法律第162号）第17条第3項の規定により、児童生徒のうち、亀山市立小学校及び中学校に在籍している者については市が、市外の小学校等に在籍している市内に住所を有する者については当該区域外就学者が在籍する学校の所在地である市町村が、それぞれ交付を行う。 〔（2） 略〕	第2項、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条及び<u>独立行政法人スポーツ振興センター法</u>（平成14年法律第162号）第17条第3項の規定により、児童生徒のうち、亀山市立小学校及び中学校に在籍している者については市が、市外の小学校等に在籍している市内に住所を有する者については当該区域外就学者が在籍する学校の所在地である市町村が、それぞれ交付を行う。 〔（2） 略〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

就学援助認定申請書

亀山市教育委員会 宛

年 月 日

申請者 (保護者)	住 所	
	氏 名	
	※本人が署名しない場合は、記名押印してください。	
	電 話	() —

次のとおり、就学援助を申請します。

援助を受けなければならない理由（なるべく具体的に状況をご記入ください。）						
家族の状況 (申請者・児童生徒・入学予定者を含む同居者全員)	ふ り が な		申 請 者 と の 続 柄	生年月日	現 在 の 勤 務 先 児童・生徒・入学予定者は学校名及び学年	その他
	氏 名					
	1		本 人 (申請者)	年 月 日		
	2			年 月 日		
	3			年 月 日		
	4			年 月 日		
	5			年 月 日		
	6			年 月 日		
7			年 月 日			

(同意事項)

・就学援助認定の申請に当たり必要な限度において、①住民基本台帳、②市民税課税台帳又は③生活保護受給状況を教育委員会が閲覧し、又は照会することについて、家族の状況に記載した全員の承諾を得た上で同意します。

・申請内容に変更があった場合は、変更届を提出することに同意します。

年 月 日

氏名

※ 年 1 月 1 日に亀山市の住民基本台帳に登録されていない方については、市で確認ができないため、 年中の収入が分かる書類（課税証明書等）を添付してください。

教委使用欄	所 得	特 例
	認定・不認定	認定・不認定

教育委員会受付印

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の様式第 1 号は、令和 7 年度の就学援助の認定に係る申請から適用する。